

## 国民健康保険に 加入しよう

### 国保だより

国民皆保険の制度によって、すべての国民はいづれかの医療保険に加入するよう義務づけられています。つまり健康保険、船員保険、国家公務員、地方公務員、公共企業体職員、教職員などの共済組合及び日雇労働者健康保険などの各種保険の被保険者と、その扶養者以外の方で、生活保護法の適用を受けている保護世帯（その保護を停止されているものを除く）に属する者を除いて、すべての人は国民健康保険法によって、市町村の国民健康保険（国保）に必ず加入しなければなりません。

国保の取得、喪失など  
届け出は確実に

▽つぎのように国保の資格を取得したときや喪失したとき、住所や家族に変更があったときには十四日以内に届け出の必要があります。

▽国保以外の各種保険に加入していない方、またはその資格をなくした方（退職、保護の停止など）。反対に国保に加入して、各種保険の資格ができた方（就職、保護の開始など）

▽世帯が分かれたとき、また二つの世帯が一つになったとき。

▽市内で住所を移したとき。

▽世帯主、または氏名が変わったとき。

▽出産や死亡したとき。

▽学校へゆくため世帯から別れて

住居するとき。

▽交通事故など第三者の加害によって医療をうけるとき、またはうけたとき。

▽被保険者証をなくしたり、破れたり、よごれて使用できなくなったとき。

届け出のときに持参すべきもの

注（該当しないものは不要）

▽世帯主の印鑑（いづれの場合にも必要）

▽被保険者証（国保、他の保険を含む）

▽退職証明書（退職先で必ずもらってくる）

▽母子手帳（生産の場合）

▽破損した被保険者証

▽国保税の納額告知書（税額が変更

る場合があります）

特に留意していただき  
たいこと

▽任意の加入ではないので、国保の資格を取得したとき（届け出をすべき事由が起きたとき）

できかのほって保険税は賦課されますので、その事由が生じたときはすぐに届け出をしてください。

▽被保険者が自己の故意の犯罪行為、故意の疾病または負傷のとき、ならびに斗争、泥酔またはいちじるしい不行跡によって療養を受けたときは、給付は行なわれません。

そのほか不明な点については、市国民健康保険係までお問合せください。

実、環境の整備  
②市・農道の改修、交通安全対策  
③工場誘致を推進し農村の工業化による財源確保、農業の振興と都市計画の実施により人口の増加を計る。  
④異議なし

ください。

電話④二二二一  
有線

転入・転居の  
届出は  
14日以内に  
市窓口係へ

## 日曜当番医

日曜日の急を要する病気や、けがの診察は、日曜当番医にご相談ください。

香長病院には当直の医師がいますのでご利用ください。

香長病院（下野田）  
（電）④2181（有）33-2

== 11 月 ==

（3日）  
山岡医院（東崎守田）  
（電）④ 2543（有）171-11

（5日）山本内科（東崎）  
（電）④ 2575

（12日）  
市原内科（朝日町）  
（電）④ 3286（有）165-18

（19日）  
川村病院（立田）  
（電）④ 2707（有）93-16

（26日）  
北村病院（東崎西町）  
（電）④ 2101（有）64-10

== 12 月 ==

（3日）  
山本医院（ごめん東町）  
（電）④ 2545（有）33-1

（10日）  
八井田医院（廿枝）  
（電）④ 2362

（17日）  
吉本小児科（朝日町）  
（電）④ 2465（有）186-9

（24日）  
秦泉寺内科（城陸）  
（電）④ 3387（有）343-18

（31日）  
山岡医院（東崎守田）  
（電）④ 2543（有）171-1